

○四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱

平成18年5月23日教育長訓令第13号

改正

平成25年7月11日教育長訓令第6号

平成31年4月1日教育長訓令第3号

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、四万十町通学生ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成25年教育長訓令第6号〕

(目的)

第2条 この補助金は、四万十町立小学校の児童又は中学校の生徒が学校指定の通学用ヘルメットを購入する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、児童及び生徒の交通安全対策に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 四万十町立小学校又は中学校へ通学する児童又は生徒であり、現に学校指定の通学用ヘルメットを初めて購入した新入生の保護者
- (2) その他特に教育長が必要と認めた者

一部改正〔平成25年教育長訓令第6号〕

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、学校指定の通学用ヘルメットの入りに要する経費の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の上限は2千円とする。

一部改正〔平成25年教育長訓令第6号〕

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

全部改正〔平成25年教育長訓令第6号〕

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 教育長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 教育長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定した内容及びこれに付した条件を記載した補助金の交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成25年教育長訓令6号〕

(実績報告)

第7条 申請者は、購入が完了した時点で、実績報告書(様式第3号)に教育長が定める書類を添えて、報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第8条 教育長は、前条の報告を受けた場合においては、実績報告書を審査し、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成25年教育長訓令6号〕

(補助金の交付)

第9条 前条の規定より交付すべき額が確定した後に、申請者の請求により補助金を交付する。

(決定の取消し)

第10条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成しなかったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 教育長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

一部改正〔平成25年教育長訓令6号〕

(学校長による代行)

第12条 この補助金の交付申請、実績報告及び請求は、新入生が在籍する学校長が補助対象者に代り、学校分を取りまとめて行うことができる。

- 2 前項に規定する学校長による代行の場合は、全ての様式にある保護者を学校長に変更し行うものとし、交付申請書及び実績報告書には児童又は生徒ごとのヘルメット購入費が確認できる書類を必ず添えなければならない。

追加〔平成25年教育長訓令 6号〕

附 則

この訓令は、平成18年5月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成25年7月11日教育長訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

四万十町教育長 様

申請者 住所
氏名 ㊟

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付申請書

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱第5条により、平成 年度四万十町通学生ヘルメット購入補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 対象生徒の通学する学校名及び氏名

(学校名)

(生徒氏名) 別紙名簿のとおり

2 交付申請額 _____ 円

ヘルメット購入額 (消費税込)	補助率	補助金額
円	1 / 2 以内	円

申請者（保護者）住 所 _____

申請者（保護者）氏 名 _____

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度四万十町通学生ヘルメット購入補助金を下記の条件を付して金 円を交付する。

年 月 日

四万十町教育長

記

条 件

- 1 購入が完了した時点で、実績報告書（様式第3号）に教育長が定める書類を添えて、報告しなければならない。
- 2 今回交付決定した補助金の額は、実績報告後の審査又は検査の後に確定する。
- 3 上記の条件及び四万十町補助金等交付規則又は四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の定めに違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部につき、これを返還させることがある。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者（保護者）住 所 _____

申請者（保護者）氏 名 _____ ㊟

四万十町通学生ヘルメット購入補助金実績報告書

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱第7条により、 年 月
日付け四万十町教委指令第 号で交付決定のあった 年度四万十町通学生
ヘルメット購入事業について、下記のとおり報告をします。

記

1 実績報告

ヘルメット購入額 (消費税込)	補助率	補助金交付決定額
円	1 / 2 以内	円

2 添付書類

(1) 領収書の写し

様式第4号（第8条関係）

申請者（保護者）住 所

申請者（保護者）氏 名

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付確定通知書

年 月 日付け四万十町教委指令第 号で交付することを決定し
た、 年度四万十町通学生ヘルメット購入補助金は、これを 円増、減
額して、金 円に確定して交付する。

年 月 日

四万十町教育長

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者（保護者）住 所 _____

申請者（保護者）氏 名 _____ ㊟

四万十町通学生ヘルメット購入補助金請求書

年 月 日付け四万十町教委指令第 _____ 号で交付決定通知のあった
四万十町通学生ヘルメット購入補助金について下記の金額を請求します。

請求金額 _____ 円